戸田市国民健康保険運営協議会議事録

招集期日	令和６年９月１７日　（　火　）							
場　　所	市　役　所　　３階　３０１会議室							
開　　会	９月１７日　　午後　１　時　３０　分							
閉　　会	９月１７日　　午後　２　時　３０　分							
会　　長	齊藤　恭平							
委員出席状況	須藤　修一	(出)	欠	大河原　節子	(出)	欠	嶋田　美津江	(出) 欠
	榎本　富佐江	(出)	欠	早舩　直彦	(出)	欠	梅田　浩	(出) 欠
	布施　博康	(出)	欠	染川　智行	(出)	欠	市川　悦夫	(出) 欠
	星　宏和	(出)	欠	齊藤　恭平	(出)	欠	松山　由紀	(出) 欠
	片桐　雅也	(出)	欠	栗原　秀行	出	(欠)	安藤　浩	出 (欠)
事務局	健康福祉部　山下次長				健康福祉部保険年金課　西口課長			
	健康福祉部保険年金課　太田主幹				健康福祉部保険年金課　滝沢主幹			
	健康福祉部保険年金課　高橋主事							

会　議　の　経　過　及　び　結　果	
審議案件 （１）令和６年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について （２）令和５年度戸田市国民健康保険特別会計決算について （３）国民健康保険税率について	
事　務　局	司会及び開会のあいさつ、資料確認
会　　長	あいさつ
事　務　局	出欠状況報告（１５名中１３名出席） ○戸田市国民健康保険に関する規則第４条第４項の規定に基づき会議に必要な定足数に足りているため会議が有効である旨を報告 ○戸田市国民健康保険に関する規則第４条第１項の規定に基づき会長が議長となる旨報告 ○議事録署名人の指名（市川委員、榎本委員）
会　　長	それでは、次第に基づきまして、進行いたします。 はじめに、（１）令和６年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、事務局から説明をお願いします。
事　務　局	【案件（１）資料に基づき説明を行う。】
会　　長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
委　　員	（特になし）
会　　長	特にご意見等がなければ、本件に関してご承認いただいたということでよろしいですか。
委　　員	（異議なし）

会　　長	続いて、（２）令和５年度戸田市国民健康保険特別会計決算について、事務局から説明をお願いします。
事　務　局	【案件（２）資料に基づき説明を行う。】
会　　長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
委　　員	（特になし）
会　　長	戸田市では、比較的若い世代から生活習慣の乱れに起因する生活習慣病に罹患していることが多く、４０代頃から県平均を上回る１人当たり医療費となっており、その後も上昇し続けた結果、前期高齢者の１人当たり医療費が高額になっているという推察は興味深いものがあります。若い世代に対する効果的な健康意識の啓発は全国的な課題でもあるため、保健事業の実施に当たり、是非、若い世代に対するアプローチの強化・工夫を図っていただきたいと思います。 特にご意見等がなければ、本件に関してご承認いただいたということでよろしいですか。
委　　員	（異議なし）
会　　長	続いて、（３）国民健康保険税率について、事務局から説明をお願いします。
事　務　局	【案件（３）資料に基づき説明を行う。】
会　　長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
委　　員	（特になし）
会　　長	なかなか、この場でのご意見というのは難しいところがあるかも知れません。保険税率の検討に当たっては、引き続き埼玉県や他自治体の動向を勘案しながら、都度審議をしていくことが重要だと思いますので、よろしくお願いします。 特にご意見等がなければ、本件に関してご承認いただいたということでよろしいですか。
委　　員	（異議なし）

会　　長	それでは、以上をもちまして本日の審議案件は全て終了となります。議事進行を事務局にお返しします。
事　務　局	会長、議事進行どうもありがとうございました。以上で、令和６年度第２回戸田市国民健康保険運営協議会を終了します。

議事録署名人

令和 6 年 9 月 26 日　　榎本 富佐江

議事録署名人

令和 6 年 10 月 3 日　　市川 悦夫

議案１

令和６年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

○国民健康保険システムの改修に伴う補正

(1) 内容

法令改正に伴い、現行の国民健康保険法被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した上で電子資格確認がされることとなりました。この制度改正に対応すべく、現在使用している国民健康保険システムを改修するものです。

(2) 補正額等について

（単位：千円）

款	項	目	大事業	中事業	節	補正前の額	補正額
1	1	1	1	1	12　委託料	0	12,892

※県から「特別調整交付金」として財政支援が予定されているため、別途歳入の補正を行います。

○国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴う補正

(1) 内容

埼玉県に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）について、埼玉県から示された試算額を用いて予算を計上していましたが、本算定を経て、令和６年２月２０日付けで通知された決定通知書の額に基づいて補正するものです。

(2) 補正額等について

（単位：千円）

納付金の種別	補正前の額	納付金決定額	補正額
医療分	2,277,862	2,287,265	9,403
後期高齢者支援金等分	855,168	862,381	7,213
介護納付金分	344,183	333,459	－10,724
		合計	5,892

※一般会計からの繰入金で調整するため、別途歳入の補正を行います。

議案２

令和５年度戸田市国民健康保険事業特別会計決算について

資料１～資料４　解説

資料１について

１　歳入

(1)　国民健康保険税

予算現額 2,398,508,000 円に対して、決算額 2,672,187,160 円で、歳入全体に占める割合は、24.5%です。

(2)　県支出金

療養諸費や高額療養費等の保険給付に相当する額を県が交付するもので、予算現額 6,956,997,000 円に対して、決算額 6,777,763,811 円で、歳入全体に占める割合は、62.2%です。

(3)　繰入金

低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度に基づく繰入金、出産育児一時金の 3 分の 2 の公費負担に相当する額の繰入金その他歳入不足に対する一般会計からの法定外繰入金（505,769,000 円）のことを指します。予算現額 1,079,966,000 円に対して、決算額 1,066,608,295 円で歳入全体に占める割合は、9.8%です。

資料２について

２　歳出

(1)　保険給付費

被保険者とその家族（被扶養者）が業務以外で発症した病気やけがに対して、医療機関を受診したり、出産や死亡したりしたときなど、各種給付金の支給に要した費用です。予算現額 6,819,648,000 円に対して、決算額 6,611,948,984 円で、歳出全体に占める割合は、62.8%です。

（主な保険給付費について）

・**療養給付費**　被保険者が通院、入院、薬剤処方等の医療に要した費用のうち、保険者負担分に相当するものです。（保険給付費の内、約 98%）

・**療養費**　被保険者が医療に要した費用全額を医療機関等へ支払った後、申請により被保険者に対して現金で保険者負担分を支給するもので、緊急時に保険証の持参なく医療機関で治療を受け、医療費全額を支払いした場合に申請していただくものです。

・**高額療養費**　被保険者の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に支給するものです。（保険給付費の内、約 1.4%）

(2)　国民健康保険事業費納付金

平成 30 年度の国保広域化により国保財政の運営主体が埼玉県になりましたことから、「国保事業納付金」として県へ納付するもので予算現額 3,672,521,000 円に対して、決算額 3,672,404,499 円で、歳出全体に占める割合は、34.9%です。

(3)　保健事業費

保健事業費につきましては、予算現額 152,410,000 円に対して、決算額 112,151,230 円で、歳出全体に占める割合は、1.1%です。執行率が約 74%である要因としては、特定健康診査の受診者について、予算では 7,200 人を予定していたところ、実際には、約 5,100 人にとどまったためです。

なお、特定健康診査の受診率に関しては、38.4%（令和４年度）であり、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復傾向にあります。

（主な保健事業費について）

・特定健康診査等事業費　**４０歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導に係る費用。「第４期戸田市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき実施しています。**

・保健衛生普及費　**がん検診、生活習慣病重症化予防対策事業分担金、人間ドックの補助に係る費用。「第３期データヘルス計画」に基づき実施しています。**

資料３について

３　被保険者数の推移

被保険者数については、団塊の世代が後期高齢者医療制度の対象になっていくこと、社会保険適用拡大により現役世代を中心に社会保険への切り替えが進んでいることなどにより、減少が続いています。

資料４について

４　療養諸費及び一人当たりの医療費

前期高齢者を含む一般被保険者全体（0～74 歳）の１人当たりの医療費は約 **34.3** 万円であり、埼玉県内の平均である約 **38.2** 万円と比較すると低い水準にあります。これは、戸田市の平均年齢は **42.3** 歳（令和 6 年 1 月 1 日現在）と県内一若いまちであるためと考えられます。

一方で、前期高齢者（65 歳～74 歳）のみに着目すると、戸田市が約 **57.6** 万円であるのに対し、埼玉県内の平均では約 **53.0** 万円であり、約 **5** 万円高額になっております。

医療費は年齢の上昇に伴って高くなるといわれており、前期高齢者の医療費が医療費全体に大きな影響を及ぼしていくことが想定されることから、引き続き医療費削減と健康増進事業の推進が求められています。

資料１

【歳入】　　（単位：円）

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算差引額
1　国民健康保険税	2,398,508,000	3,639,416,272	2,672,187,160	424,721,099	552,863,313	273,679,160
2　使用料及び手数料	60,000	57,800	57,800	0	0	-2,200
3　県支出金	6,956,997,000	6,777,763,811	6,777,763,811	0	0	-179,233,189
4　財産収入	17,000	12,000	12,000	0	0	-5,000
5　繰入金	1,079,966,000	1,066,608,295	1,066,608,295	0	0	-13,357,705
6　繰越金	310,887,000	310,887,556	310,887,556	0	0	556
7　諸収入	53,571,000	63,147,909	63,130,905	0	45,504	9,559,905
8　国庫支出金	585,000	400,000	400,000	0	0	-185,000
歳入合計	10,800,591,000	11,858,293,643	10,891,047,527	424,721,099	552,908,817	90,456,527

翌年度繰越金額
（差引額）　**362,272,676**

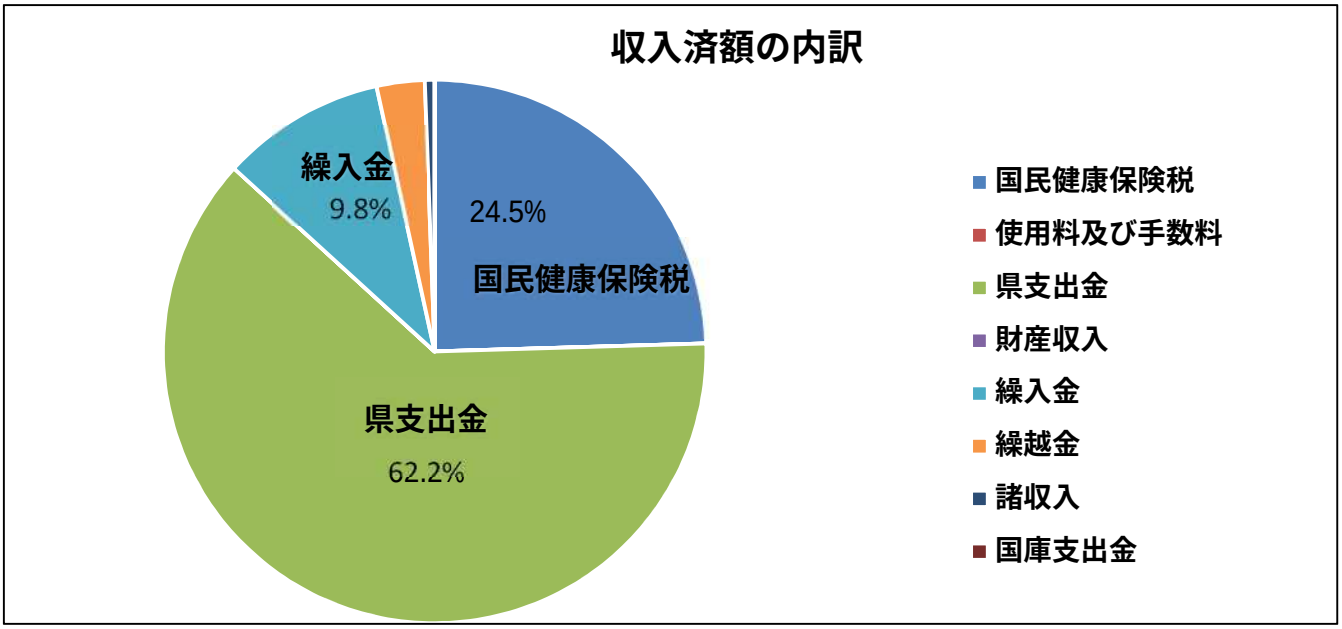

資料２

【歳出】

（単位：円）

款	予算現額	支出済額	予算差引額
1 総務費	76,292,000	63,762,606	-12,529,394
2 保険給付費	6,819,648,000	6,611,948,984	-207,699,016
3 国民健康保険事業費納付金	3,672,521,000	3,672,404,499	-116,501
4 保健事業費	152,410,000	112,151,230	-40,258,770
5 基金積立金	17,000	12,000	-5,000
6 共同事業拠出金	3,000	156	-2,844
7 諸支出金	74,700,000	68,495,376	-6,204,624
8 予備費	5,000,000	0	-5,000,000
歳出合計	10,800,591,000	10,528,774,851	-271,816,149

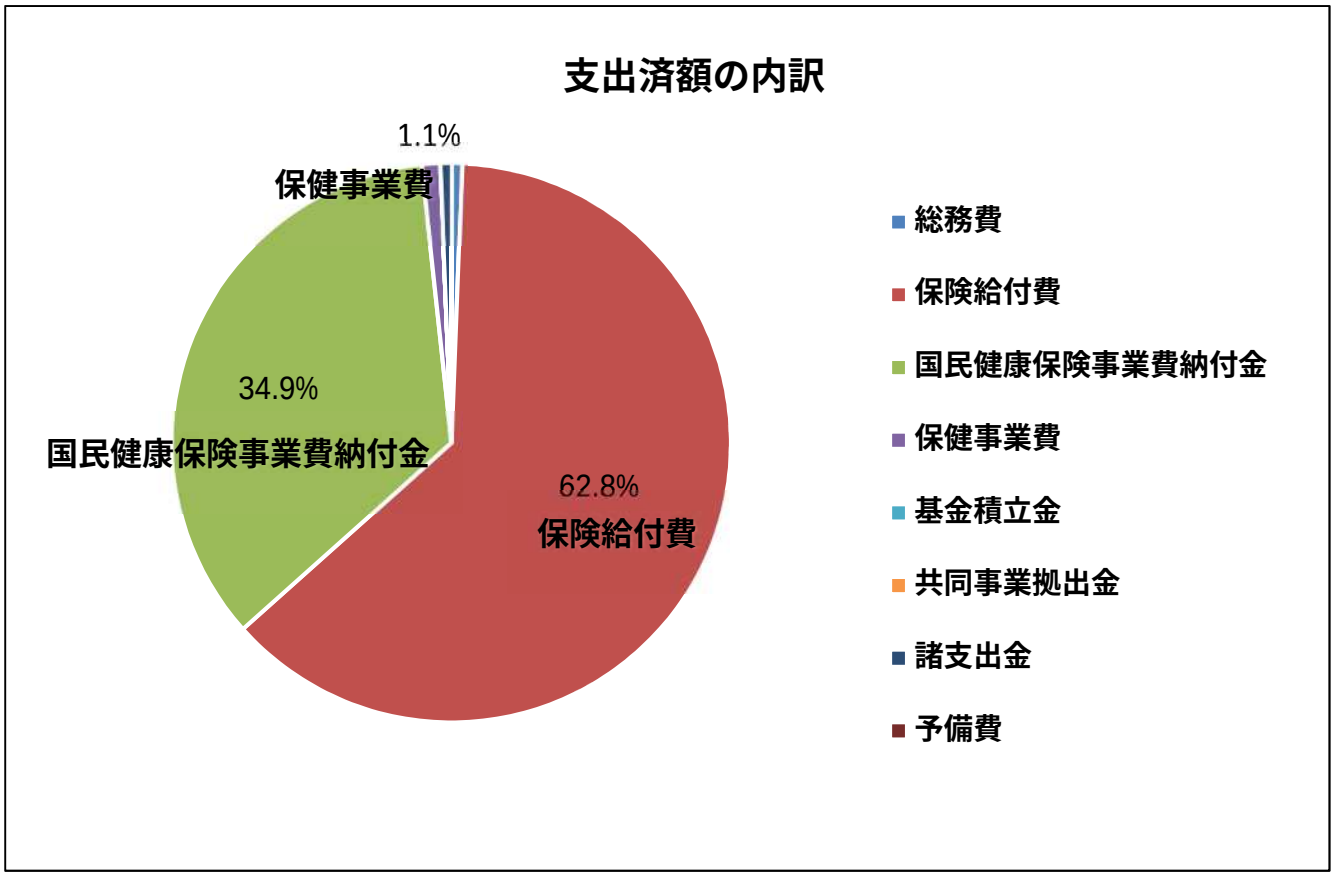

資料３

被保険者数の推移

（単位：人）

年度		R1	R2	R3	R4	R5
被保険者数		26,758	26,039	25,095	24,152	22,791
再掲	一般被保険者	26,748	26,039	25,095	24,152	22,791
	退職被保険者等	10	0	0	0	0

※ 数値は平均被保険者数

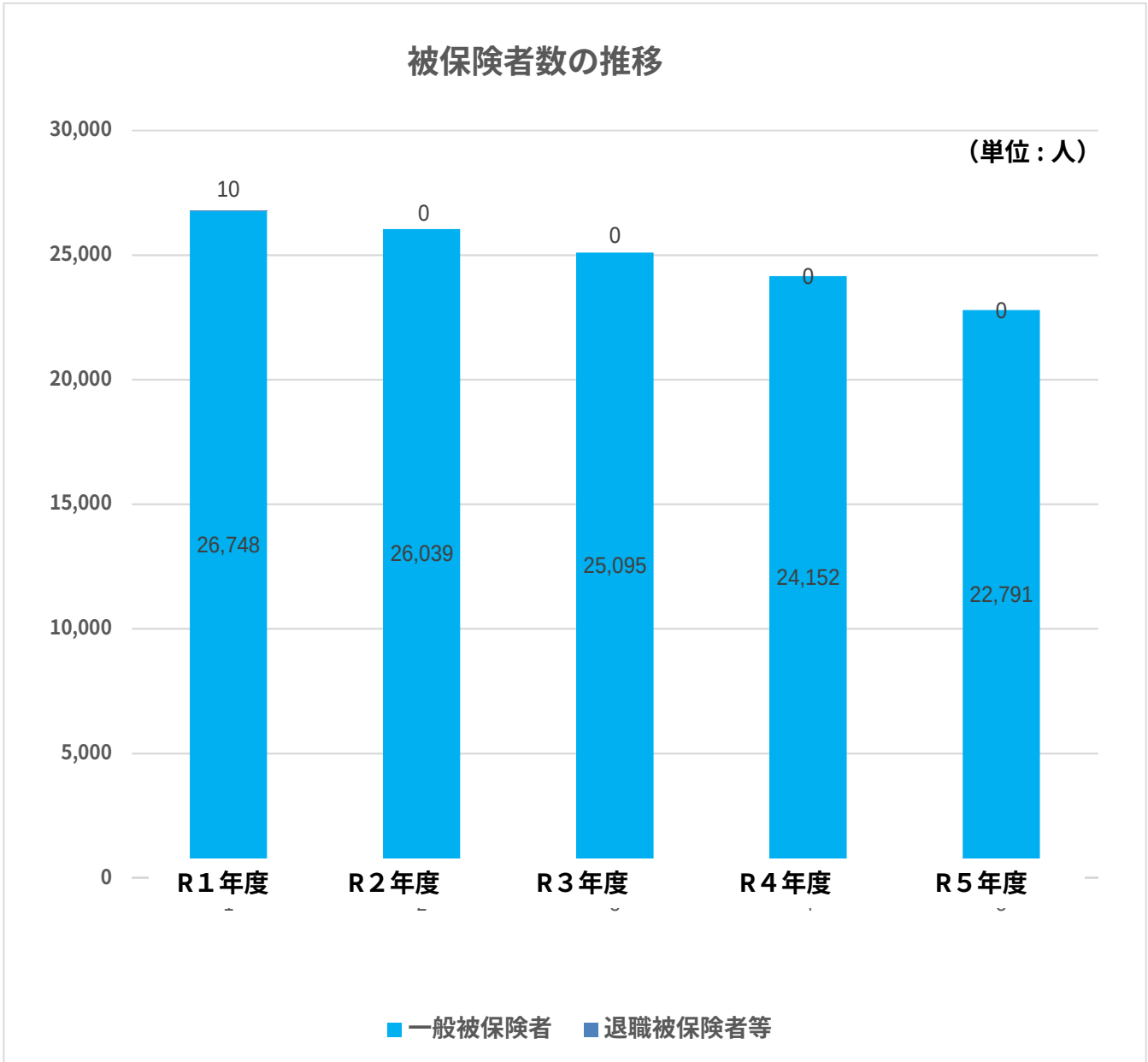

資料４

療養諸費及び一人当たりの医療費

年度		医療費（円）	保険者負担額（円）	一部負担金（円）	被保険者数（人）	一人当たり医療費（円）	前年度比伸び率（%）
R2	一般被保険者（前期高齢者含む）	7,622,228,874	5,543,373,295	2,078,855,579	26,039	292,724	0.88
	前期高齢者（再掲）	4,018,897,894	3,015,007,270	1,003,890,624	7,502	535,710	2.18
R3	一般被保険者（前期高齢者含む）	7,909,832,583	5,775,633,479	2,134,199,104	25,095	315,196	7.68
	前期高齢者（再掲）	4,092,373,058	3,091,391,675	1,000,981,383	7,352	556,634	3.91
R4	一般被保険者（前期高齢者含む）	8,056,887,482	5,870,998,682	2,185,888,800	24,152	333,591	5.84
	前期高齢者（再掲）	4,032,956,087	3,042,751,020	990,205,067	6,975	578,202	3.87
R5	一般被保険者（前期高齢者含む）	7,820,233,029	5,682,370,761	1,959,196,723	22,791	343,128	2.86
	前期高齢者（再掲）	3,764,437,075	2,831,928,943	906,831,200	6,538	575,778	-0.42

【上記で使用している用語の説明】

①医療費　医療機関等を受診した際に支払われている総額

②保険者負担額　医療費の内、保険者である戸田市が医療機関等へ支払っている金額

③一部負担金　医療費の内、被保険者が医療機関等の窓口で支払っている金額

④被保険者数　戸田市国民健康保険に加入している人数 (年度平均)

⑤一人当たり医療費　医療費を被保険者数で除したもの

⑥前期高齢者　一般被保険者のうち、**65歳以上75歳未満**の方

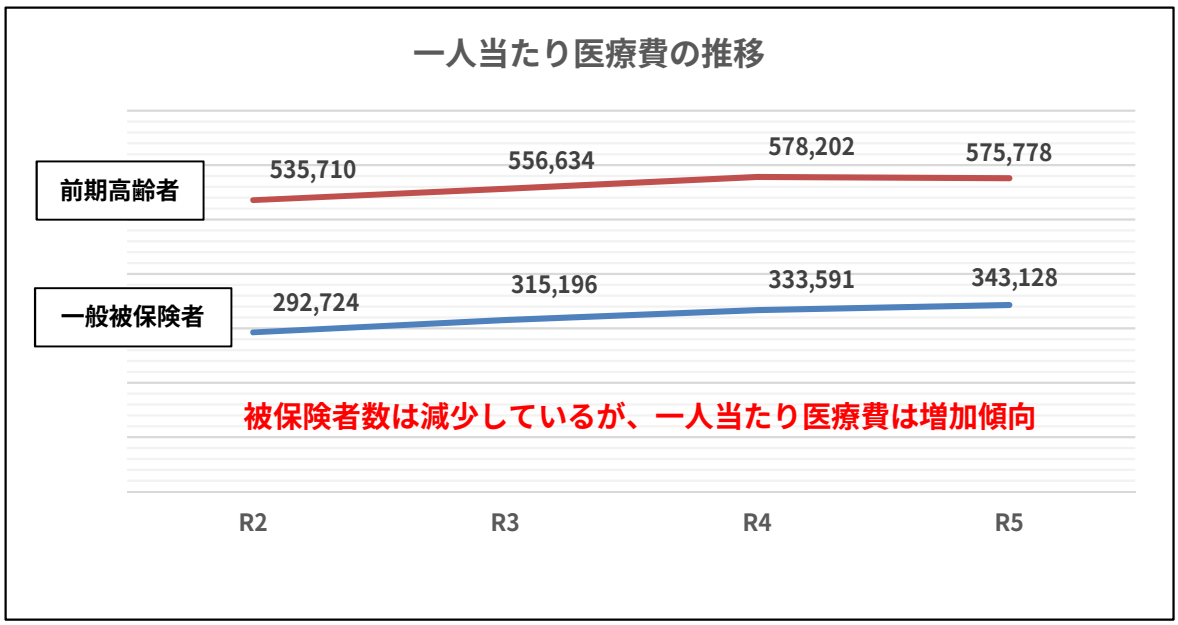

議案３

国民健康保険税率について

令和６年９月１７日（火）

令和６年度第２回戸田市国民健康保険運営協議会

戸田市の国民健康保険について

現状

○被保険者数　（単位：万人）

令和５年度　**22,377人**（R6.3.31現在）

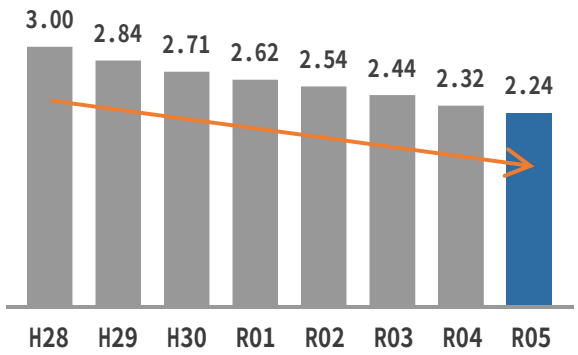

後期高齢者医療への移行、被用者保険の適用拡大等により、被保険者数の減少が続いている。

○１人当たり医療費　（単位：円）

令和４年度　**332,188円／年**

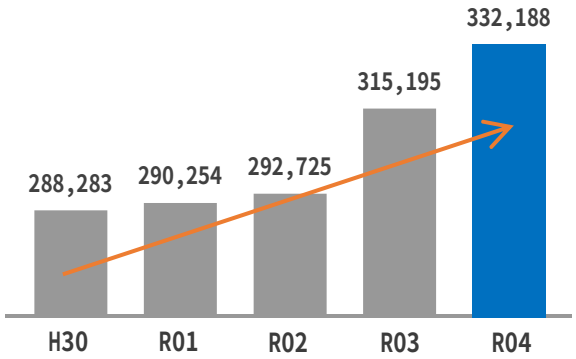

国保の被保険者全体の１人当たり医療費は、県内では低額であるが、増加傾向にある。

○法定外繰入金　（単位：億円）

令和５年度　**556,311,000円**（見込み）

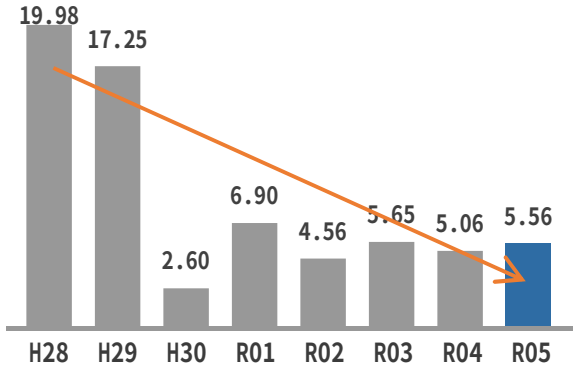

国保の都道府県単位化により国県の財政支援が拡充し、ピーク時から大幅に減少している。

今後の課題

① 埼玉県国民健康保険運営方針への対応

- 埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）（令和６年度～令和１１年度）が策定され、**県による保険税水準の統一等の目標が記載された**
- 令和９年度に保険税水準の準統一（収納率格差以外の項目を統一）を実施することが明記されている

被保険者の負担増を抑制しつつ、戸田市国民健康保険として、どのように対応するかが課題となっている

② 子ども・子育て支援納付金分への対応

- 令和８年度から国民健康保険税に「子ども・子育て支援納付金分」が新たに賦課される
- 被用者保険を含めた保険者全体の負担額が、
  令和　８年度　６,０００億円
  令和　９年度　８,０００億円
  令和１０年度　１兆円　　と段階的に増加する

現時点で、令和８年度～令和１０年度の３年連続で税率引上げとなることが確定している

埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）（令和６年度～令和１１年度）

・国民健康保険法第８２条の２の規定により、県と市町村が国民健康保険を共同運営する際の統一的な方針
・市町村は、運営方針を踏まえた事務の実施に努める

○保険税水準の統一　…　「完全統一」に向けて、３段階に分けて進める

納付金ベースの統一（R6）

- 納付金の算定に医療費水準を反映しない（実施済み）
- R8年度に見直しの予定

準統一（R9）

- 収納率格差以外の項目を統一
- **段階的に税率を改正**
- **賦課方式は所得割・均等割の2方式に統一**
- **賦課限度額は法令と同額に統一**
- 準統一に向けて法定外繰入金を解消
- **標準保険税率を税率とすれば必然的に法定外繰入金が解消されることに留意**

完全統一（R12）

- 同じ所得、世帯構成なら県内どの市町村でも保険税は同額

○令和９年度標準保険税率の推計　※ 県から示された令和９年度の推計データを基に、３年間をかけて均等に引上げたケースを機械的に試算

（戸田市国保の税率）　推計例を基にした税率

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医療分	所得割	8.00%	8.32%	8.64%	8.95%
	均等割	31,800円	38,168円	44,536円	50,904円
後期分	所得割	1.60%	2.17%	2.74%	3.30%
	均等割	9,500円	12,430円	15,361円	18,291円
介護分	所得割	1.42%	1.97%	2.52%	3.07%
	均等割	12,500円	14,639円	16,778円	20,227円

（モデル世帯による試算）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	引上げ額計
単身世帯	226,814円	260,859円	294,905円	329,946円	103,132円
増減	-	34,045円	34,046円	35,041円	
夫婦世帯	96,020円	110,391円	124,763円	139,020円	43,000円
増減	-	14,371円	14,372円	14,257円	
3人家族世帯	432,114円	501,294円	570,477円	641,763円	209,649円
増減	-	69,180円	69,183円	71,286円	

- 推計例は、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に掲載されている「財政の見通し」や令和6年度納付金算定結果を基に機械的に標準保険税率の計算を行う場合の例です。実際の令和9年度の標準保険税率の算定結果を保証するものではありません。
- 県が試算に用いているモデル世帯
  単身世帯　45歳　所得200万円／夫婦世帯　夫70歳　妻70歳　所得100万円／3人家族世帯　40代夫婦　子10歳　所得300万円

埼玉県国民健康保険運営方針について②

近隣市の状況（県運営方針への対応状況）

	県（統一基準）	さいたま市	川口市	和光市	蕨市	朝霞市	戸田市
賦課方式	２方式	○	○	×(3方式)	×(4方式)	×(4方式)	○
賦課限度額	政令で定める額	○	×	○	×	×	○
保険税率	標準保険税率	△	△	△	△	△	△

・どの団体も保険税率が標準保険税率に達していない。（達成率70～80%）
・近隣５市との比較では、県運営方針への対応が進んでいる方である。
・統一に向けては、税率以外にも、賦課方式や賦課限度額の対応が必要である。
※県の基準
賦課方式は所得割・均等割の2方式、賦課限度額は地方税法施行令の規定による限度額、保険税率は市町村標準保険税率に統一

近隣都県の状況（保険料水準統一の状況）

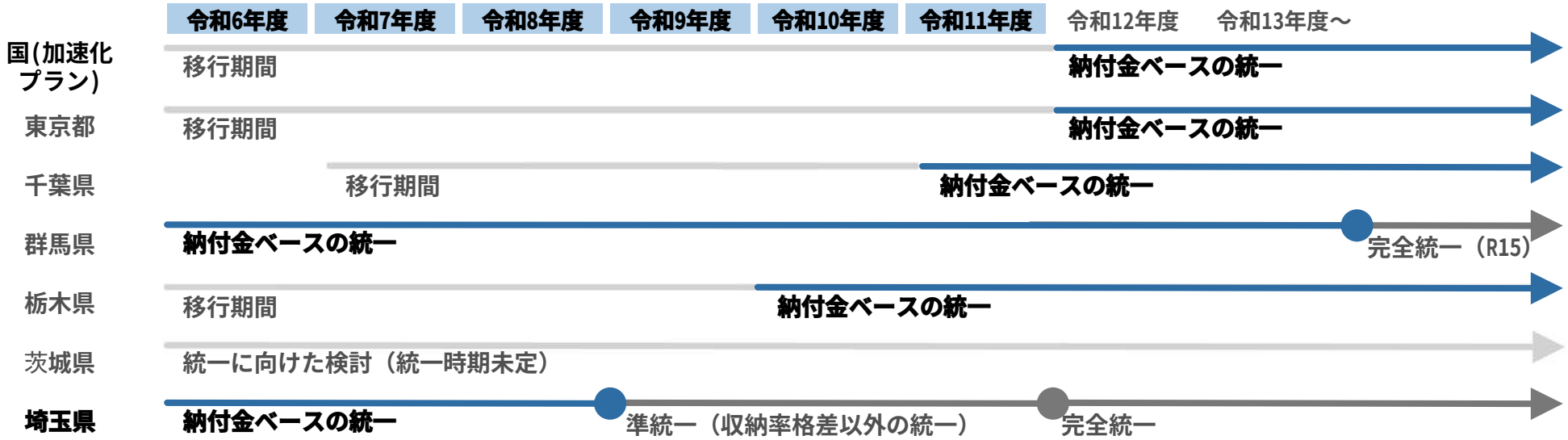

・近隣都県と比較すると、埼玉県だけが令和１２年度からの完全統一を目標としており、国が示す加速化プランとの比較でも埼玉県は先行している。

令和７年度以降の国民健康保険税率について

令和６年度第1回協議会（令和６年５月３０日開催）では、被保険者の負担増に慎重なご意見が多かった。

① 戸田市国民健康保険の現状

- 県運営方針では、保険税水準の準統一を令和９年度としている。
- 準統一すると被保険者負担は概ね1.5倍になる見込み。
- 近隣市では準統一への対応があまり進んでいない。

② 協議会委員からの主なご意見

- **被保険者負担増を抑制するため**、引続き医療費適正化の取組みを進めてほしい。
- 物価高騰の生活への影響等を考えると、県運営方針に沿った更なる**負担増は慎重に考える必要がある**。

③ 戸田市（事務局）の考え

- 被保険者の**負担増については**、近隣市や県の動向を勘案しながら**慎重に考えていきたい**。

① 戸田市国民健康保険の現状

- 「子ども・子育て支援納付金分」の新設により、**令和8～10年度の3年連続税率引上げが確定している**。

② 協議会委員からの主なご意見

- 「子ども・子育て支援納付金分」を考慮しつつ、**被保険者負担が多くならない方向で対応してほしい**。

③ 戸田市（事務局）の考え

- 「子ども・子育て支援納付金分」による負担増について、現時点では**検討材料が不足している**。
- メリハリのある税率改正のため、**令和7～10年度の4年連続税率引上げは避けたい**。

結論

令和７年度の税率改正は、見送る

令和８年度以降の税率については、引続き検討する